



茨城県報

第 2195 号

平成22年7月8日

木曜日

目 次

告 示

ページ

- 専用知事印の廃棄及び調製（総務課）…………… 1
- 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定（障害福祉課）…………… 2
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の変更（障害福祉課）…………… 2
- 障害者自立支援法に基づく指定施設支援の指定の辞退（障害福祉課）…………… 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（中小企業課）…………… 3
- 家畜等の移入の禁止（畜産課）…………… 4
- 保安林の指定の解除（2件）（林業課）…………… 11
- 定款変更の認可（2件）（農村計画課）…………… 12
- 道路の区域の変更（道路維持課）…………… 12
- 道路の供用の開始（道路維持課）…………… 13
- 土地改良事業の適当決定（5件）（農林事務所）…………… 13

（ 公 安 委 員 会 ）

- 運転免許取得者教育の課程の認定…………… 15

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告（2件）（生活文化課）…………… 16
- 茨城港港湾計画の変更の概要（港湾課）…………… 17
- 聴聞の実施（建築指導課）…………… 17
- 開発行為の工事完了（9件）（建築指導課）…………… 18
- 道路の位置の指定（建築指導課）…………… 19
- 社団法人全国公営住宅火災共済機構の平成21年度経営状況について（住宅課）…………… 20

正 誤

- 平成22年7月1日付け茨城県報第2193号中…………… 21

告 示

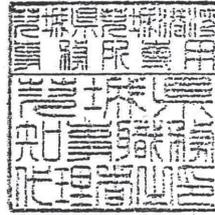
茨城県告示第817号

次の専用知事印を廃棄し、及び調製したので、茨城県公印規則（昭和39年茨城県規則第31号）第4条の規定により告示する。

平成22年7月8日

茨城県知事 橋本 昌

- 1 廃棄した知事印
常陸那珂港湾事務所専用知事印及び専用知事職務代理者印
日立港湾事務所専用知事印及び専用知事職務代理者印
大洗港湾事務所専用知事印及び専用知事職務代理者印
那珂水系ダム建設事務所専用知事印及び専用知事職務代理者印
- 2 廃棄の期日
平成22年3月31日
- 3 調製した専用知事印
茨城港湾事務所専用知事印及び専用知事職務代理者印



- 4 使用開始の期日
平成22年4月1日

茨城県告示第818号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成22年7月8日

茨城県知事 橋本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0811500073	障害者支援施設はまなす荘	北茨城市関本町福田1873	社会福祉法人ときわの杜	北茨城市関本町福田1875-1	平成22年7月1日	生活介護 施設入所支援 就労移行支援 就労継続支援 (B型)

茨城県告示第819号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項に規定する変更の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成22年7月8日

茨城県知事 橋本 昌

事業所番号	事業所の名称	サービスの種類	変更の内容		
			変更事項	変更前	変更後
0813400074	社会福祉法人 大子町社会福祉協議会 指定就労継続支援事業所 「大子福祉作業所」	就労継続 支援 (B 型)	事業所の 所在地	茨城県久慈郡大子町池田 1806番地	茨城県久慈郡大子町大子 771番地 1
0833400062	社会福祉法人 大子町社会福祉協議会 指定相談支援事業所	相談支援		茨城県久慈郡大子町大子 771番地 1	茨城県久慈郡大子町大子 722番地 1

茨城県告示第820号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条に規定する指定辞退の届出があったので、同法第51条第3号の規定により告示する。

平成22年7月8日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所の番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	辞退年月日
0811500073	はまなす荘	北茨城市関本町福 田1873	社会福祉法人 と きわの杜	身体障害者入所授 産施設 身体障害者通所授 産施設	平成22年 6月30日

茨城県告示第821号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成22年7月8日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアシティ荒川本郷

稲敷郡阿見町本郷第一土地区画77街区3 外

(2) 届出の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名	変更事項	変更年月日
未定	未定	未定		
株式会社千金ワールド	神奈川県川崎市川崎区小川町 10-5	木 下 いずみ	退店	平成21年6月11日

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名	変更事項	変更年月日
株式会社タカヨシ	千葉県千葉市緑区古市場町 461番地	高 品 政 明	入店	平成21年4月10日
株式会社西松屋チェー ン	兵庫県姫路市飾東町庄266番 地の1	大 村 禎 史	入店	平成21年6月11日

(3) 届出年月日

平成22年2月12日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第822号

口蹄疫のまん延を防止するため、茨城県家畜伝染病まん延防止規則（昭和27年茨城県規則第47号）第3条第1項の規定により、家畜等の移入を禁止する区域を次のとおり追加指定した。

平成22年7月8日

茨城県知事 橋 本 昌

移入禁止家畜等	移 入 禁 止 区 域	移入禁止期間	その他必要な事項
牛, 水牛, めん羊, 山羊, 豚, しか及 びいのしし(生体 に限る。)又は口 蹄疫の病原体を広 げるおそれのある 物品	平成22年茨城県告示第558号並びに571号, 616号, 795号に掲げる区域に, 以下の区域を追加する。		移入禁止の理由: 口蹄疫のまん延 防止
	1 鹿児島県 ア 曾於市 財部町下財部(宇部(県道財部庄内安久線以 西の区域であって, かつ, 曾於市道十文字・宇 都線以北の区域に限る。))大石, 踊橋, 片平, 川内, 堤, 中谷及び溝ノ口の区域に限る。)	平成22年6月10日 から当分の間	
	1 宮崎県 ア 宮崎市 佐土原町東上那珂の一部(弓ヶ谷及び後迫), 佐土原町西上那珂の一部(河内, 小丸, 真米, 山田, 山ノ口, 上ノ迫, 長園原, 下相作, 待居廻, 中畑, 南河内, 松ヶ迫及び元屋敷)田野町乙の 一部(地藏原, 永野, 堀ノ下及び斧砥), 高岡町 内山の一部(堂ノ下, 小田河原, 平田, 谷ノ内, 新田, 岡元, 中椎屋, 寺田, 六反, 小椎屋, 東俣, 池ノ尾, 葛ヶ原, 八久保, 山ノ内, 堀切, 八升蒔, 中原, 弓袋, 岩川, 下ノ木場, 下ノ重, 高手原, 尾谷, 大久保, 今別府, 大八, 石原畑, 大川内,	平成22年6月11日 から当分の間	

丸岡, 中尾, 松ヶ迫, 畑田, 沖代, ハゼ草, 椎木ヶ迫, 滝ヶ平, 井出島, 年ノ神, 芝手, 石代, 雁ヶ峰, 大手迫, 中村, 大迫, 柳, 顕本瀬, 尾谷浜子及び尾頭), 高岡町浦之名, 高岡町上倉永, 高岡町下倉永, 高岡町花見, 清武町加納, 清武町池田台, 清武町池田台北, 清武町加納 1 丁目, 清武町加納 2 丁目, 清武町加納 3 丁目, 清武町加納 4 丁目, 清武町加納 5 丁目, 清武町あさひ 1 丁目, 清武町あさひ 2 丁目, 清武町船引, 清武町正手 1 丁目, 清武町正手 2 丁目, 清武町正手 3 丁目, 清武町今泉, 清武町木原の一部 (新町, 坂ノ下平, 山下及び山ノ神), 橘通東 1 丁目, 橘通東 2 丁目, 橘通東 3 丁目, 橘通東 4 丁目, 橘通東 5 丁目, 橘通西 1 丁目, 橘通西 2 丁目, 橘通西 3 丁目, 橘通西 4 丁目, 橘通西 5 丁目, 松山 1 丁目, 松山 2 丁目, 川原町, 旭 1 丁目, 旭 2 丁目, 宮田町, 別府町, 広島 1 丁目, 広島 2 丁目, 老松 1 丁目, 老松 2 丁目, 瀬頭 1 丁目, 瀬頭 2 丁目, 錦本町, 錦町, 江平東 1 丁目, 江平東 2 丁目, 江平町 1 丁目, 江平中町, 江平東町, 高千穂通 1 丁目, 高千穂通 2 丁目, 丸島町, 江平西 1 丁目, 江平西 2 丁目, 権現町, 北権現町, 柳丸町, 青葉町, 下原町, 大和町, 堀川町, 吾妻町, 瀬頭町, 宮崎駅東 2 丁目, 宮崎駅東 3 丁目, 清水 1 丁目, 清水 2 丁目, 清水 3 丁目, 大橋 1 丁目, 大橋 2 丁目, 大橋 3 丁目, 和知川原 1 丁目, 和知川原 2 丁目, 和知川原 3 丁目, 西池町, 原町, 花殿町, 中津瀬町, 丸山 1 丁目, 丸山 2 丁目, 船塚 1 丁目, 船塚 2 丁目, 船塚 3 丁目, 霧島 1 丁目, 霧島 2 丁目, 霧島 3 丁目, 霧島 4 丁目, 霧島 5 丁目, 祇園 1 丁目, 祇園 2 丁目, 祇園 3 丁目, 祇園 4 丁目, 大工 1 丁目, 大工 2 丁目, 大工 3 丁目, 鶴島 1 丁目, 鶴島 2 丁目, 鶴島 3 丁目, 松橋 1 丁目, 松橋 2 丁目, 末広 1 丁目, 末広 2 丁目, 元宮町, 高松町, 西高松町, 南高松町, 北高松町, 千草町, 中央通, 上野町, 池内町, 南方町, 平和が丘東町, 平和が丘西町, 平和が丘北町, 下北方町, 花ヶ島町, 南花ヶ島町, 神宮西 1 丁目, 神宮西 2 丁目, 矢の先町, 神宮 1 丁目, 神宮 2 丁目, 神宮町, 神宮東 1 丁目,

神宮東 2 丁目, 神宮東 3 丁目, 大島町, 波島 1 丁目, 波島 2 丁目, 東大宮 1 丁目, 東大宮 2 丁目, 東大宮 3 丁目, 東大宮 4 丁目, 村角町, 桜町, 大淀 1 丁目, 大淀 2 丁目, 大淀 3 丁目, 大淀 4 丁目, 東大淀 1 丁目, 東大淀 2 丁目, 太田 1 丁目, 太田 2 丁目, 太田 3 丁目, 太田 4 丁目, 中村東 1 丁目, 中村東 2 丁目, 中村東 3 丁目, 中村西 1 丁目, 中村西 2 丁目, 中村西 3 丁目, 南町 3 丁目, 淀川 1 丁目, 淀川 2 丁目, 淀川 3 丁目, 谷川 1 丁目, 谷川 2 丁目, 谷川 3 丁目, 谷川町 3 丁目, 天満 1 丁目, 天満 2 丁目, 天満 3 丁目, 天満町, 京塚 1 丁目, 京塚 2 丁目, 京塚町, 大坪東 1 丁目, 大坪東 2 丁目, 大坪東 3 丁目, 大坪西 1 丁目, 大坪西 2 丁目, 大坪町, 花山手東 1 丁目, 花山手東 2 丁目, 花山手東 3 丁目, 花山手西 1 丁目, 花山手西 2 丁目, 福島町, 福島町 1 丁目, 福島町 2 丁目, 福島町 3 丁目, 古城町, 北川内町, 源藤町, 薫る坂 1 丁目, 薫る坂 2 丁目, 大塚町, 江南 1 丁目, 江南 2 丁目, 江南 3 丁目, 江南 4 丁目, 山崎町, 阿波岐原町, 新別府町, 昭栄町, 新栄町, 稗原町, 吉村町, 浮城町, 新城町, 曾師町, 宮脇町, 浄土江町, 昭和町, 永楽町, 潮見町, 大王町, 出来島町, 前原町, 中西町, 高洲町, 一の宮町, 日ノ出町, 田代町, 小戸町, 港 1 丁目, 港 2 丁目, 港 3 丁目, 港東 1 丁目, 港東 2 丁目, 港東 3 丁目, 宮崎駅東 1 丁目, 大塚台東 1 丁目, 大塚台東 2 丁目, 大塚台西 1 丁目, 大塚台西 2 丁目, 大塚台西 3 丁目, 生目台東 1 丁目, 生目台東 2 丁目, 生目台東 3 丁目, 生目台東 4 丁目, 生目台東 5 丁目, 生目台西 1 丁目, 生目台西 2 丁目, 生目台西 3 丁目, 生目台西 4 丁目, 生目台西 5 丁目, 小松台北町, 小松台東 1 丁目, 小松台東 2 丁目, 小松台東 3 丁目, 小松台西 1 丁目, 小松台西 2 丁目, 小松台西 3 丁目, 小松台南町, 桜ヶ丘町, 大字恒久, 恒久 1 丁目, 恒久 2 丁目, 恒久 3 丁目, 恒久 4 丁目, 恒久 5 丁目, 恒久 6 丁目, 恒久南 1 丁目, 恒久南 2 丁目, 恒久南 3 丁目, 恒久南 4 丁目, 城ヶ崎 1 丁目, 城ヶ崎 2 丁目, 城ヶ崎 3 丁目, 城ヶ崎 4 丁目, 宮の元町, 大字田吉, 大字

赤江, 月見ヶ丘 1 丁目, 月見ヶ丘 2 丁目, 月見ヶ丘 3 丁目, 月見ヶ丘 4 丁目, 月見ヶ丘 5 丁目, 月見ヶ丘 6 丁目, 月見ヶ丘 7 丁目, 大字本郷北方, 大字郡司分, 大字芳土, 大字新名爪, 大字島之内の一部 (日下, 森田, 内ノ丸, 栢山, 野中, 城川, 檉, 菟溝, 成尾, 岩瀬, 久保田, 堀内, 松ヶ崎, 不動坊, 下之藪, 新川, 古川, 拂崎, 北山及び前田を除く。), 大字広原の一部 (野田, 堀田, 前原, 稲荷出, 志戸前, 忒俣迫, 三枝, 塚森, 上大迫, 北藪及び宗源寺を除く。), 大字塩路, 大字浮田, 大字生目, 大字長嶺, 大字細江, 大字富吉, 大字有田, 大字柏原, 大字跡江, 大字小松, 大字上北方, 大字瓜生野, 大字大瀬町, 大字糸原, 大字金崎, 大字吉野及び大字堤内, 田野町甲の一部 (ニッ毛, 西ノ原, 石久保下, ニッ山, 東大久保, 馬渡, 下ノ原, 船ヶ山, 元木, 合子ヶ谷, 平田, 中畑, 瓜生野, 船ヶ山前平, 石久保, 桂谷及び鐙), 清武町新町 1 丁目, 清武町新町 2 丁目, 大字本郷南方, 希望ヶ丘 1 丁目, 希望ヶ丘 2 丁目, 希望ヶ丘 3 丁目, 希望ヶ丘 4 丁目, 本郷 1 丁目, 本郷 2 丁目, 本郷 3 丁目, 東宮 1 丁目, 東宮 2 丁目, まなび野 1 丁目, まなび野 2 丁目, まなび野 3 丁目, 大字熊野, 大字加江田, 大字鏡洲, 学園木花台西 1 丁目, 学園木花台西 2 丁目, 学園木花台北 1 丁目, 学園木花台北 2 丁目, 学園木花台北 3 丁目, 学園木花台南 1 丁目, 学園木花台南 2 丁目, 学園木花台南 3 丁目, 学園木花台桜 1 丁目, 学園木花台桜 2 丁目, 青島 1 丁目, 青島 2 丁目, 青島 3 丁目, 青島 4 丁目, 青島 5 丁目, 青島 6 丁目, 青島 1 西丁目, 青島西 2 丁目及び大字折生迫の一部 (海添, 上箸方, 下箸方, 松添, 名切, 久保田, 右葛ヶ迫, 左葛ヶ迫, 倉元, 塩谷ヶ平, 愛宕下, 正連坊, 大久保, 右大管ヶ迫, 左大管ヶ迫, 右小管ヶ迫, 左小管ヶ迫, 小河内, 納屋田, 入料, 樋ノ下, 須田木, 小堤, 柴車, 上部當ヶ谷, 下部當ヶ谷, 馬屋ヶ尻, 柿ノ丸, 寺田, 大谷, 坊ノ尾, 山ノ口, 大丸, 平田, 上白浜及び下白浜)

イ 東白杵郡門川町

大字川内の一部 (水無, 飯干, 阿仙原, 内野

輪, 古畑, 出来所, 新堂, 神舞水流, ウバガ谷, 鍵山, 折立, 安者, 栄治畑, 荷野瀬, 塚崎, 松瀬, イカダ場, 先ノ畑, 日平, 栗原, 樽水, 屋茂ケ, 梅ノ木元, 長堀, 畑ノ中, 菅谷, 椎ノ木谷, 太田原, 井, 檜ノ元, ラモボリ, 川水流越, 越野尾, 下ケ原, 東ノ内, 前平, 上庭谷, 下庭谷, 船方, 火切地, 畑の内, 古屋敷, 尾地ケ谷, 曾ノ田, 西ノ園, 又江, 上井野, 日ノ平, 丸尾, 九ノ方, 下ノ内, 茶園平, クサギ畑, 猿川, 上小切畑, 下小切畑, 笹川, 熊毛多, 葛波帰, 栗ノ木水流, 峠ノ谷, アマリ, 藪ケ谷, 花ケ谷, ヲシカ谷, 合鴨, 竹ノ迫, 本津々良, 貝ノ木, 谷波帰, 柿ノ木田及び梅ヶ谷), 大字門川尾末の一部(コモ田, 町前田, 古城, 上宮川内, 森ノ前, 黒岩, 荒谷, 黒岩谷, 太田, 松迫, 横枕, 梅木, 七反田, 西又, 四国田, カギ田, 坂ノ下, 仕舞田, 八ツ割, 峠ノ本, 木原, 七曲り, 椿畑, 椿原, 下納屋, 尾末, 乙島, 上納屋, 尻無川, 宮ノ口, 宮ノ迫, 杭原, 下ケ原, 由良ノ口, 弓田, 堂ノ本, 柿迫, 地藏面, 白木, 五反田, 淀原, 大マコモ, 小マコモ, 鳥居ケ原, 大仁田, 小仁田, 久保田, 日平, 檜椎及び蛭谷), 大字加草の一部(船越, 堂ヶ内, 壱町田, 庵作, 岡花, 秋ノ内, 山ノ神, 赤木, 米田, 加草口, 大迫尻, 深迫, 打切, 丸バエ, 蛭子松, 沖松原, 細狩, 鴨原, 松尾, 海田, 迫ノ前, 丸山, 鳴子大道下, 鳴子大道上, 枝, 倉谷, 柳ヶ谷, 塩谷ヶ内, 一口, 楠本, 八反田, 中村, 山下, 小田, 馬渡, 小内, 中藪, 本山, 新開, 受, 竹名, 朝鮮, 長峰, 京手, 霜月田及び鳴子川向), 大字庵川の一部(尾迫尻, 神田作, 上白方, 中白方, 下白方, 山口, 角石, 山ノ田, 上馬渡, 下馬渡, 佐山水流, 和田, 迫松原, 皿山田, 久保畑, 城畑, 桜井, 西迫, 右松, 塩屋崎, 牛網, 山田, 武入, 六反田, 内ノ田, 正大原, 次郎ヶ迫, 仮股, 谷口, 濱入, 折木, 野地ノ内, 烏帽子滝, 芳谷, 摺木, 曾根, 金磯, 大小谷, 菅谷, 大味, 鍋崎, 水ノ尻, 保井, 米ノ山, 小屋ヶ迫, 谷ノ山, 枇杷島及, 中島), 宮ヶ原, 西栄町, 東栄町, 栄ヶ丘, 加草, 須賀崎, 庵川西, 城ヶ丘, 平城西, 平城東, 本町, 南町, 上町, 中須及び南ヶ丘

ウ 東白杵郡美郷町

南郷区水清谷の一部(洗場, 南川, 折立, 赤木, 囲ヒ及び久保), 西郷区田代の一部(横山, 西ノ八峡, 扇山, 鳩尻, 宮ノ平, 岩下, ヒシリ瀧, 赤木, 山ノ口, 山ノ川内, 澤水, 立野々原, 漆ノ越, 仮迫, 田ノ原, 園ノ平, 下之小川, 上之小川, 弓場之元, 下峯地, 中峯地, 小川田, 小川田ノ平, 構谷, 弥太郎屋敷, 小谷, ウトノ迫, 毛上ヶ谷, 桑舟谷, 尾澤, 上之原, 後内, 小川内, 日陰谷, 楨ノ鶴, 椎久保, 楨谷, アマリ, 上南郷, 藪の越, 草木, 荒平, 下ヤカエ上園, 下ヤカエ, 下ヤカエ向園, 下ヤカエトノ下, 笹ノ本, 大椎, 穴の内, 丸シゲ谷, 楨ノ谷, 曾谷原, 小田, 下鶴, 巖島, 元越, 小曾木, 小川ノ吐, 池ノ上, ビハノ首, 笹ノ崎, 柳ノ谷, ドヲベタ及び中山谷を除く。), 西郷区立石, 西郷区小原の一部(橋ヶ谷, か以の木, 赤木, 道の戸, 藤の木, 善治瀧, 下の平, 小笹木, は祢田, 黒澤, 坂の下, 小笹木の平, 大圓, 宮ノ上, 戸崎, 木の下, 下り, 志ふが尾, 落の尾, 萩の越, セリ平, 坪谷の吐, こや志, 熊澤, 上の園, 笹陰, 木澤田, 井川の元, うけ場の元, 市の内, 川戸口, は以川, 論田畑, 横谷, よこ以場, 山の越, 古田, 日の陰及びすだの尾), 北郷区宇納間の一部(中原, 中原前, 羽子場, 大原, 甲田, 平田, 汐, 平山, 西野々, 宗四郎, 垂門, 米花, 今別府, 櫻ノ森, 織田, 坂元, 造次郎, 椎矢谷, 力石, 山口, 九郎造, 長野, 尾田ノ原, 竹ノ原, 板屋, 田谷, 岩下, 龍之元, 中角, 下角, 吉田, 向宇納間, 奥栢, 細宇納間, 御堂原, 池之原, 琵琶原, 廣野, 高鼻, 秋元, 松ヶ原, 塔野原, 小田, 鹿猪谷, 小園, 板木及び赤二田), 北郷区入下及び北郷区黒木の一部(日平, アイノ内, 尾平, 小久保, 舟方, ヨリキ, 板ヶ原, 小原, ホコノサコ, 所野, 沖ノ園, 田ノ畑, 石原, 芝原, 小屋ノ谷, トサキ, ウノス, 黒瀬, アカリ, ウドノロ, イヌイカクラ, 猫ノ越, 下モノ前, 飯谷, ウセ田, 榎木田, コノノタイラ, ヤキウ, 畑ノシリ, 日渡, 山ノ木浦, 松葉, 尾ノ花, トウノ原, エラ, アラ田, 深田ノ原, 詰ノ谷, アマゴノ原, ソグ田, ソウ

谷, 玉カツラ, 赤木谷, 菅ノ谷, トン谷, シメ山,
中ノ瀬, クロンゴ, 日野及び土々呂)

エ 児湯郡西米良村

大字横野字内之畑

オ 日南市

北郷町大字北川内の一部(中萩)

カ 延岡市

赤水町, 鯛名町, 妙見町, 櫛津町, 土々呂町
1丁目, 土々呂町2丁目, 土々呂町3丁目, 土々
呂町4丁目, 土々呂町5丁目, 土々呂町6丁目,
上伊形町, 伊形町, 下伊形町, 石田町, 南一ヶ
岡1丁目, 南一ヶ岡2丁目, 南一ヶ岡3丁目,
南一ヶ岡4丁目, 南一ヶ岡5丁目, 南一ヶ岡6
丁目, 南一ヶ岡7丁目, 松原町1丁目, 松原町
2丁目, 松原町3丁目, 松原町4丁目, 新浜町
1丁目, 新浜町2丁目, 北一ヶ岡1丁目, 北一ヶ
岡2丁目, 北一ヶ岡3丁目, 北一ヶ岡4丁目, 旭ヶ
丘1丁目, 旭ヶ丘2丁目, 旭ヶ丘3丁目, 旭ヶ
丘4丁目, 旭ヶ丘5丁目, 旭ヶ丘6丁目, 塩浜
町3丁目, 塩浜町4丁目, 片田町, 小野町の一
部(早稲田, 1丁目, 釈迦地, 高町, 荒田, 矢櫃,
大谷, 寺畑, 寺畑谷, 石田, 唐木, 冷尻, 阿部ヶ内,
屋敷ヶ内, 金糞), 下三輪町の一部(中畑, 伊山,
松ノ元, 青谷城), 中三輪町の一部(中島, 大野,
下檜谷), 上三輪町の一部(檜谷, 山ノ口, 小切畑,
上ノ鶴, 伊原, 小田), 北方町笠下区及び北方町
川水流区の一部(吉野越)

キ 日向市

南町, 中町, 本町, 上町, 都町, 北町, 春原
町, 原町, 鶴町, 向江町, 高砂町, 新生町, 永
江町, 江良町, 伊勢ヶ浜, 古田, 大王町, 尾達山,
山下町, 汐谷崎, 大字富高, 大字塩見の一部(高
畑を除く。), 大字財光寺, 大字日知屋の一部(半
蔵ヶ下, 山ノ口, 前サガリ, 中屋敷, 大迫及び
ナゴラを除く。), 大字細島の一部(平場を除く。),
大字平岩の一部(上船戸, 中船戸, 下船戸, 市
方, 峠, 元市, 馬溝, ヨシヤノ木, 西ノ河, コ
ウ地, 中ノ別府, 下ノ原, クボ田, 松添, ミコ
ノ子, 金ヶ浜, 北イソノ, 下向エ, カバル, 坂本,
石ノ田, 砂田, カジャガ平, 境川, 東鳥越, 西

鳥越, 下高鳥, 二反田, 樋ノ口, ナガソ, 中高鳥, 上高鳥, タラミ田, 片山平, スノセ, 南谷, 仏ノ堂, 初木前田, 西谷, 湯田, 中ノ段, 縦木, 桐ノ木, アマリノ, ココノ田, 土々呂ノ元, ヨリアゲ, 熊ヶ倉, エン谷, 下赤木, 上赤木, 西金山, 東金山, 上飯谷川, ショウケ田, 飯谷川, 下飯谷川, 馬ノコ子, 長藪, ヒキケ谷, 上登セ, 下登セ, ナル石, 小原, モト屋敷, ウケノ上, 浜場, 後口田, ウケ前田, ウケ, 沖ノ口, ヨシガ谷, 上長ソ, 鴛ヶ尾, ツガ, 上松葉山, 日ノ平, クスモレ, ダイソウ, ハトノ山, トギウ, 獅子場, 堀切, ソラ, 仁田ノ元, ナガツベ, 大斉, 神鈴, 石田, 惣ヅケ, 下モノ原, ミゾノ下, 中島, カナジ藪, 神楽ノ口, 岡ノ奥, クイスノ, 梅ノ木藪, タキシタ, 西ウタ, 東ウタ, 登り立, 南原, 引地, 本村, 平尾, 谷口, 岡, 田中, マツバセ, 小田, 三拾歩, 上下田, 池開, 小松崎, 宮ノ上及び宮ノ上浜), 東郷町山陰乙の一部 (桂原, 出口, 間溝, 広瀬田, 中ノ原, 岩金及び上ノ水流), 東郷町山陰丙, 東郷町山陰丁の一部 (久居原, 萩ノ小原, 野々崎, 壺ノ股, 轟, 西ノ内及び黒山谷), 東郷町山陰己, 東郷町山陰辛, 東郷町山陰庚及び東郷町八重原迫野内

ク 東白杵郡門川町

大字川内の一部 (長原, 土々呂平, 山中, 仁王平, 論田, 甲ノ口, 松ヶ原, 赤木, 芹ノ谷, 字登木股, 江子, 板箇野, 壺本松, 小谷, 阿仙原, 下り谷, 下大池, 中ノ内, 鳶ノ巣及び松ヶ平) 及び大字門川尾末の一部 (分蔵, 分蔵下中須, 新城, 山野尻, 柳ノ瀬及び上柳ノ瀬)

茨城県告示第823号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の2 第1項の規定により, 次のように保安林の指定を解除する。

平成22年7月8日

茨城県知事 橋 本 昌

1 解除する保安林の所在場所

銚田市上沢字砂畑118, 123, 字砂岨119, 121, 122, 124

2 指定された目的

飛砂の防備

- 3 解除の理由
指定理由の消滅

茨城県告示第824号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成22年7月8日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 解除する保安林の所在場所
銚田市飯島字前砂子869の2, 869の3
- 2 指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

茨城県告示第825号

千波湖土地改良区から平成22年6月10日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により同年7月2日認可した。

平成22年7月8日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第826号

飯富土地改良区から平成22年6月24日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により同年7月2日認可した。

平成22年7月8日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第827号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成22年7月8日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年7月8日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 つくば古河線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
古河市恩名字山王前2153番1地先から 古河市東山田字後田4906番14地先まで	旧	メートル 最大 30.6	メートル 1,958	
		最小 5.0		
	(B)	最大 80.7 最小 12.0	1,924	
	新 (B)	最大 80.7 最小 12.0	1,924	旧道移管

茨城県告示第828号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成22年7月8日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年7月8日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 石岡つくば線
- 2 供用開始の区間 石岡市石岡字別所15397番から
石岡市石岡字別所15465番2地先まで
- 3 供用開始の期日 平成22年7月8日

茨城県告示第829号

笠間市長から平成22年5月12日付け笠農村第15号により協議のあった農業生産基盤整備事業（一般地帯型）新谷地区については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、同年6月25日適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第96条の2第5項において準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県県央農林事務所長に異議の申出をすることができる。

平成22年7月8日

茨城県県央農林事務所長 中 野 一 正

- 1 縦覧に供する書類
農業生産基盤整備事業（一般地帯型）新谷地区計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成22年7月9日から平成22年8月6日まで
- 3 縦覧の場所
茨城県県央農林事務所

茨城県告示第830号

水戸市長から平成22年5月31日付け農環第588号により協議のあった農業生産基盤整備事業（ため池整備型）一口坂池地区については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、同年6月25日適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第96条の2第5項において準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県県央農林事務所長に異議の申出をすることができる。

平成22年7月8日

茨城県県央農林事務所長 中 野 一 正

1 縦覧に供する書類

農業生産基盤整備事業（ため池整備型）一口坂池地区計画書の写し

2 縦覧の期間

平成22年7月9日から平成22年8月6日まで

3 縦覧の場所

茨城県県央農林事務所

茨城県告示第831号

水戸市長から平成22年5月31日付け農環第589号により協議のあった農業生産基盤整備事業（一般地帯型）栗崎地区については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、同年6月25日適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第96条の2第5項において準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県県央農林事務所長に異議の申出をすることができる。

平成22年7月8日

茨城県県央農林事務所長 中 野 一 正

1 縦覧に供する書類

農業生産基盤整備事業（一般地帯型）栗崎地区計画書の写し

2 縦覧の期間

平成22年7月9日から平成22年8月6日まで

3 縦覧の場所

茨城県県央農林事務所

茨城県告示第832号

水戸市長から平成22年5月31日付け農環第590号により協議のあった農業生産基盤整備事業（一般地帯型）渡里Ⅲ地区については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、同年6月25日適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第96条の2第5項において準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県県央農林事務所長に異議の申出をすることができる。

平成22年7月8日

茨城県県央農林事務所長 中 野 一 正

1 縦覧に供する書類

農業生産基盤整備事業（一般地帯型）渡里Ⅲ地区計画書の写し

2 縦覧の期間

平成22年7月9日から平成22年8月6日まで

3 縦覧の場所

茨城県県央農林事務所

茨城県告示第833号

水戸市長から平成22年5月31日付け農環第591号により協議のあった農業生産基盤整備事業（一般地帯型）全隈Ⅲ地区については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、同年6月25日適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第96条の2第5項において準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県県央農林事務所長に異議の申出をすることができる。

平成22年7月8日

茨城県県央農林事務所長 中 野 一 正

1 縦覧に供する書類

農業生産基盤整備事業（一般地帯型）全隈Ⅲ地区計画書の写し

2 縦覧の期間

平成22年7月9日から平成22年8月6日まで

3 縦覧の場所

茨城県県央農林事務所

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第56号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の32の2第1項の規定に基づき、運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第1条に規定する教育課程を認定したので、法第108条の32の2第2項の規定に基づき告示する。

平成22年7月8日

茨城県公安委員会委員長 大 和 田 一 雄

1 住所及び名称並びに代表者の氏名

茨城県守谷市松並1984番地

株式会社 守谷自動車学校 代表取締役 加倉井 愛子

2 使用する施設の名称及び所在地

守谷自動車学校 茨城県守谷市松並1984番地

3 課程の区分及び名称

規則第1条第3号に規定する課程 高齢運転者教育

規則第1条第6号に規定する課程 更新時運転者教育

4 認定年月日

平成22年6月24日

公 告

●特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成22年8月23日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成22年7月8日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成22年6月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 茨城YMCA

（設立認証：平成11年10月7日，設立：平成11年10月19日）

3 代表者の氏名

柴 川 林 也

4 主たる事務所の所在地

茨城県つくば市東新井24番地7

5 定款に記載された目的

この法人は、キリスト教精神に基づき、奉仕のこころを養い、共に支え合い、一人ひとりが大切にされる地域社会の形成を目指し、特に青少年の精神、知性、身体の健全な成長を助けるとともに、世界各国のYMCAとの連帯のうちに、世界平和と民主的な社会の進展に寄与することを目的とする。

●特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成22年8月25日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成22年7月8日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成22年6月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ボランのひろば

（設立認証：平成14年9月19日，設立：平成14年10月1日）

3 代表者の氏名

酒 井 ち よ

4 主たる事務所の所在地

茨城県つくば市沼崎1402番地 2

5 定款に記載された目的

この法人は、つくば市および周辺地域に在住する知的障害児・者に対して、就学障害児の健全な発達育成への支援、障害者の社会的自立と社会参加への支援、障害者を抱える家族の社会参加への支援、一般市民の障害児者に対する理解と支援の促進などの事業を行い、障害児者の生活の質の向上を図り、もって社会福祉の質の向上に寄与することを目的とする。

●茨城港港湾計画の変更の概要

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、茨城港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

平成22年7月8日

茨城港港湾管理者 茨城県
代表者 茨城県知事 橋 本 昌

1 港湾計画変更の概要

平成21年3月30日茨城県報第2066号によりその概要を公告した茨城港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 係留施設計画

岸壁（変更）

地区名	公共用又は専用の別	水深（メートル）	バース数	用途
常陸那珂港区 北ふ頭	専用	11.0	1	危険物船用

岸壁（廃止）

地区名	公共用又は専用の別	水深（メートル）	バース数	用途
常陸那珂港区 北ふ頭	専用	5.5	2	一般船用

2 港湾計画の縦覧の場所

水戸市笠原町978番 6 茨城県土木部港湾課

●聴聞の実施

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の規定による行政処分について、同法第69条第1項及び同条第2項の規定で準用する同法第16条の15第5項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成22年7月8日

茨城県知事 橋 本 昌

1 日 時 平成22年8月3日（火）午前11時00分

2 場 所 茨城県水戸市笠原町978番 6
茨城県庁舎20階 土木部会議室

3 被聴聞者

商号又は名称 株式会社つるや

代表者 代表取締役 内藤 洋一
主たる事務所の所在地 茨城県稲敷市中山4377番地24
免許番号 茨城県知事 (4) 第5144号
免許年月日 平成18年7月21日

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成22年7月8日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
東茨城郡茨城町大字小幡字北山2736番130
- 2 事業主の住所及び氏名
東茨城郡茨城町大字小幡字北山2736番130
坂 田 洋 一, 坂 田 孝 子

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
龍ヶ崎市馴柴町字三区630番1
- 2 事業主の住所及び氏名
龍ヶ崎市松ヶ丘4丁目5番地3 ルミエールA103号
豊 島 俊, 豊 島 綾 子

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
牛久市牛久町字甲塚1215番6
- 2 事業主の住所及び氏名
牛久市南4丁目28番地6 グリーンハイム104号室
岩 佐 正 行

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
牛久市牛久町字甲塚1215番8
- 2 事業主の住所及び氏名
牛久市さくら台1丁目50番地15
篠 田 正 己, 篠 田 友 子

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
牛久市柏田町字新右エ門山3047番8, 同番13

2 事業主の住所及び氏名

牛久市猪子町 3 番地

宮 本 道 子

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷市高田字原25番の一部, 25番 1

2 事業主の住所及び氏名

稲敷市高田25番地

有限会社サバランコーポレーション 代表取締役 ローシャンバクシュ ナーセル

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

つくばみらい市筒戸字諏訪1917番 1

2 事業主の住所及び氏名

千葉県我孫子市柴崎台 3 丁目23番15-105号

齋 藤 正 明

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町大字荒川本郷字鶉原2256番 5

2 事業主の住所及び氏名

稲敷郡阿見町大字荒川本郷1472番地 5

吉 田 友 也

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂東市逆井字塚越1718番13, 同番14, 同番15, 同番152, 同番153

2 事業主の住所及び氏名

坂東市逆井1718番地13

株式会社 三和食品 代表取締役 稲毛田 国 雄

●道路の位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次の通り指定した。

平成22年7月8日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指定年月日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
西セ建指令 第118号	平成22年6月29日	坂入 すが の	筑西市海老ヶ島 1308番地4	筑西市海老ヶ島字向原 839番4	メートル 4.20	メートル 35.00

●**社団法人全国公営住宅火災共済機構の平成21年度経営状況について**

地方自治法第263条の2第2項の規定により、社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成21年度経営状況について次のとおり通知があったので、同条第3項の規定により公表する。

平成22年7月8日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業実績

(単位：千円)

加入都道府県市区町村会員数	688会員
加入戸数	881,650戸
共済委託契約金額	7,868,731,286
火災共済掛金	1,066,939
被災戸数	242戸
火災共済給付金	283,274
特定給付金	16,644
復興建築助成戸数	126戸
復興建築助成金	61,551
住宅災害見舞戸数	641戸
住宅災害見舞金	37,740
住宅防火施設整備補助会員数	211会員
住宅防火施設整備補助金	107,891

2 貸借対照表 (平成22年3月31日現在)

(単位：千円)

I 資産の部

1 流動資産	687,983
2 固定資産	
(1) 特定資産	
① 異常危険準備金資産	2,913,967
② その他特定資産	1,702,454
(2) その他固定資産	366,320
資産合計	5,670,724

II 負債の部

1 流動負債	609,680
2 固定負債	3,042,682
負債合計	3,652,362

Ⅲ 正味財産の部

正味財産合計	2,018,362
負債及び正味財産合計	5,670,724

正 誤

平成22年7月1日付け茨城県報第2193号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行
18	下から14行目

誤

なお、県のホームページ (<http://www.pref.ibaraki.jp/kaikei/kaini/nyuusatujouhou.htm>) 上からもダウンロードすることができる。

正

なお、県教育委員会のホームページ (<http://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/index.htm>) 上からもダウンロードすることができる。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)